

## 高病原性鳥インフルエンザに係る 緊急消毒について

全国的に高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっていることから、千葉県告示(第495号)に基づき、県内一斉に緊急消毒を発令しました！

### 【本告示の概要】

- 1 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザの発生予防
- 2 実施する区域  
県内全域の鶏飼養農場(百羽以上)、及びその他の家きんを飼養している農場のうち家畜保健衛生所長(以下、「家保長」という。)が消毒を実施する必要があると認める農場  
※農場とは：卵、鶏等の畜産物を出荷している方  
※家きんとは：鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥及びエミュー
- 3 実施の期日  
令和7年10月1日から令和8年3月31日まで
- 4 消毒方法  
農場における消毒薬その他家保長がこれと同等と認めるものの散布

今回の緊急消毒に際し、先日お知らせした「消毒薬の緊急配布意向調査」で配布希望と御回答いただいた方に対し、消毒薬(逆性石けん)をお配りします。本消毒薬等により消毒の徹底をお願いします。

また、消毒のみでは疾病の侵入を防ぎきれないため、日頃の飼養衛生管理基準の再確認も引き続きお願いします。

### 【韓国の鶏飼養農家からH5亜型高病原性鳥インフルエンザウイルス検出】

韓国では鶏飼養農家で今シーズン初となる高病原性鳥インフルエンザウイルスの感染が確認されました。このことから、高病原性鳥インフルエンザの侵入リスクが高まっていると考えられます。

**家きんの特定症状を念頭に健康観察を行い、異常があればすぐに家保へ通報してください！！**

★死亡率の急激な上昇(通常の2倍以上)

★鳥インフルエンザを疑うような症状

(沈うつ、鶏冠・肉垂等のチアノーゼ、5羽以上のまとまった死亡等)